

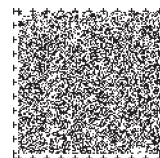
概要版

# 第4期春日部市障害者計画 第6期春日部市障害福祉計画

障がいのある人もない人も、  
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして  
～ 地域社会における共生の推進 ～



令和3年3月  
春日部市

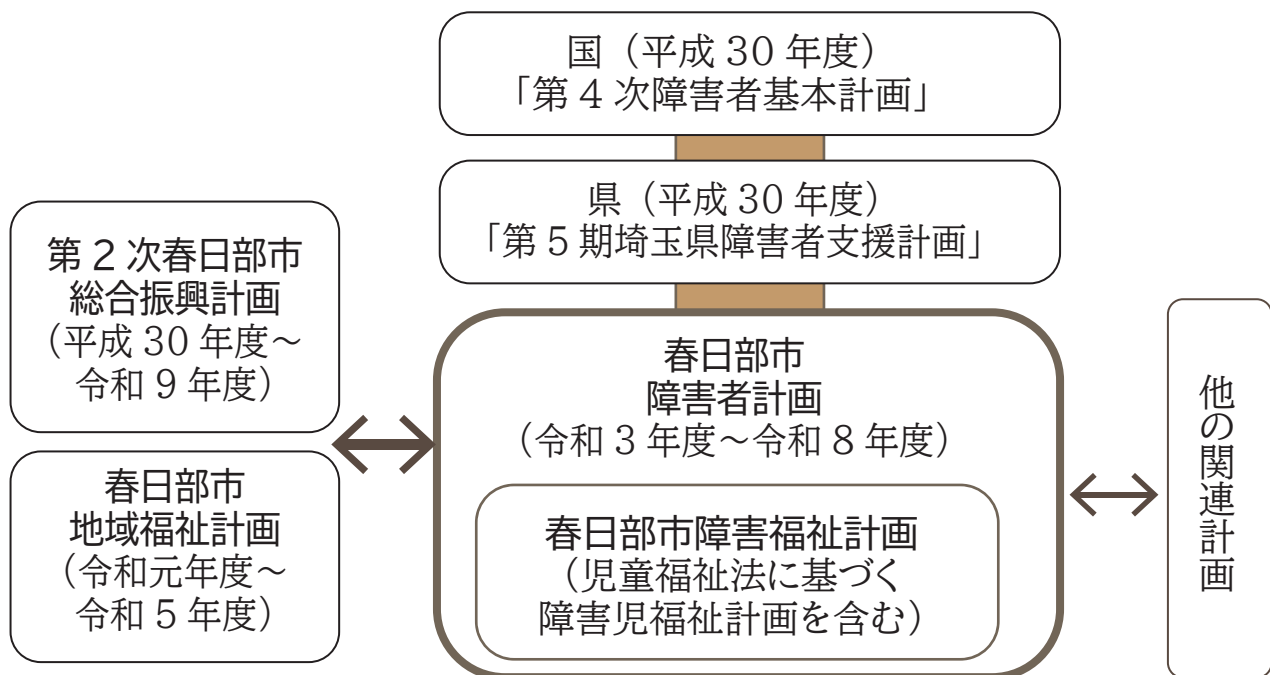


# 計画の概要

## 計画策定の目的と位置づけ 本計画を策定する理由などを示すものです

本計画は、国の障害者基本計画、埼玉県障害者支援計画と連携すると共に、春日部市総合振興計画や春日部市地域福祉計画などの各種計画との整合を図り、連携して推進されるものです。

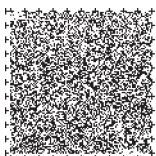
なお、本計画では、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める障害福祉計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画を含む）を一体的に策定するものです。



## 計画の期間 本計画の対象となる期間を示すものです

障害者計画の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間ですが、障害福祉計画に関わる部分については、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
春日部市 障害者計画	第 4 期（6 年間）					
春日部市 障害福祉計画	第 6 期（3 年間）			第 7 期（3 年間）		



# 障害者計画の基本的な考え方

## 基本理念

基本理念とは、計画のもっとも基本的な考え方を示すものです。

障がいのある人もない人も、  
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして  
～ 地域社会における共生の推進 ～

地域社会における共生の推進を引き続き推進するため、前計画（第3期春日部市障害者計画）で定めた理念を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とします。

## 基本方針

基本方針とは、計画の基本的な方向性を示すものです。

1

### すべての市民が安心できる障がい者施策の推進

現代社会では、病気や事故のほかにも精神的なストレスによる障害など、障害のあらわれる原因が多様化しています。

障がいのある人にやさしい社会づくりの実現を図り、あわせて、すべての市民が安心して過ごせる社会の構築につなげるため、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができる障がい者施策を推進します。

2

### 障がいのある人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる地域づくり

障がいのあるすべての人（※）に対して、社会参加や就労支援をはじめ障害の状況に応じた支援を行うことにより、障がいのある人一人ひとりの自己決定が尊重される地域社会づくりをめざします。

あわせて、障がいのある人自らが情報発信したり、自ら多様な役割を担うことができるよう多様な形での支援を行います。

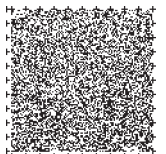
また、障がいのある人の保護者など、支援者の方の負担軽減に努めます。

3

### 市民と行政が共に支え合う、市民との協働の推進

市民一人ひとりの知識や経験を生かしながら、市民と行政との協働により、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に支え合い、安心して暮らせる社会づくりをめざします。

\*障がいのあるすべての人とは、障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人ならびに難病患者です。





# 基本目標と主な施策

## 基本目標 1 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり

### 主な施策

#### 生活の支援

- 情報提供・相談体制の充実に努めます。
- 在宅サービスの充実に努めます。
- 外出・移動支援の充実に努めます。

#### 居住の場の確保

- グループホームの設置を促進します。
- 住宅改修への支援を行います。



### 障害福祉計画における目標値

令和5年度末における  
地域生活支援拠点数

1 か所

障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う拠点です。

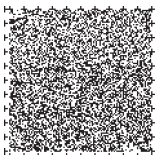


### 障害福祉計画における目標値

令和5年度末における  
基幹相談支援センター  
等の体制整備

1 か所

相談支援においては中核的な役割を担うとともに、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としています。



## 基本目標 2 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり

### 主な施策

#### 心のバリアフリー化

- ともに学ぶ教育を推進します。
- 地域での交流の場づくりを行います。

#### まちのバリアフリー化

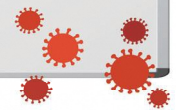
- 公共施設のバリアフリー化を進めます。
- 学校のバリアフリー化を進めます。

#### 情報のバリアフリー化

- わかりやすい情報の提供に努めます。
- 窓口情報の充実に努めます。
- 広報や市ホームページのバリアフリー化に努めます。

#### 災害や感染症への対応

- 災害時における要援護者名簿の整備を引き続き進めます。
- 感染症対策を推進します。



### 障害福祉計画における目標値

令和5年度末における 施設から 地域生活への移行者数	12人 6%
----------------------------------	-----------

令和2年度末との比較で施設入所からグループホーム等へ移行する人の数の目標です。

## 基本目標 3 障がいのある人の権利擁護の推進と差別の解消

### 主な施策

#### 権利擁護等の推進

- 権利擁護を推進します。
- 成年後見制度を推進します。

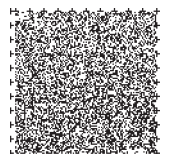
#### 差別の解消と虐待の防止

- 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知徹底を図ります。

### 障害福祉計画における実施見込

#### 理解促進研修・啓発事業の実施

障がいのある人等の理解を深めるための教室等の開催、市民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会や、有識者による講演会などの開催をします。





## 基本目標 4

障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進

### 主な施策



#### 就労に関する相談・情報提供体制の充実

- 就労に関する情報収集・提供体制の充実を図ります。
- 就労支援体制の充実と適正な運営を図ります。

#### 一般就労の促進、一般職場への参加支援

- 市役所における職場体験の実施に向け、受入れ体制の整備充実を図ります。
- 障がい者雇用の推進に関する取組みを実施します。



### 障害福祉計画における目標値

令和5年度末における 一般就労移行者数	48人 1.27倍
------------------------	--------------

令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数で、倍率は、令和元年度(36人)に対する倍率です。

## 基本目標 5

障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実

### 主な施策

#### 早期発見・療育の充実

- 障害の早期発見と保護者に対する情報提供・相談体制の充実を図ります。

#### 発達障がいのある人、 高次脳機能障がいのある人への支援

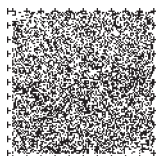
- 発達障がい児に対する支援の充実を図ります。
- 高次脳機能障がいのある人への支援を充実します。



### 障害福祉計画における目標値

基幹相談支援センター等 の体制整備	1か所
----------------------	-----

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。



## 基本目標 6 障がいのある人もない人も共に育ち、学ぶ教育とスポーツ・文化活動の推進

### 主な施策

#### 就学前教育の充実

- 就学前教育の充実を図ります。
- 受け入れ体制の充実を図ります。

#### 学校教育の充実

- 特別支援教育の充実を図ります。
- 障害について理解する教育の充実を図ります。

#### 社会教育の充実

- 社会教育の充実を行います。
- スポーツ・レクリエーション活動への支援を行います。
- 文化・芸術活動への支援を行います。



#### 障害福祉計画における目標値

令和5年度末における子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制の整備	保育施設 (認定子ども園含む) 28人 放課後 児童健全育成事業 45人
---------------------------------------	---

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入れ体制を整備するものです。

## 基本目標 7 障がいのある人の社会参加の推進

### 主な施策

#### 地域活動の支援

- 地域での活動を支援します。
- 障がいのある人が自ら行う活動の支援を行います。

#### 市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加

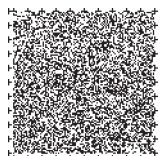
- 市主催のイベント・講習会などの周知と障がいのある人の参加を推進します。



#### 障害福祉計画における目標値

令和5年度 移動支援事業 見込み量	3,243時間(月) 171人(月)
-------------------------	-----------------------

屋外での移動に困難がある障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行う事業です。





春日部市



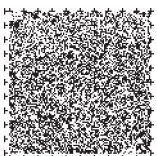
すまいるシティ  
SDGs未来都市 春日部

第4期春日部市障害者計画  
第6期春日部市障害福祉計画

発行年月 令和3年3月  
発行 春日部市福祉部障がい者支援課  
住所 〒344-8577  
埼玉県春日部市中央六丁目2番地  
電話 048-736-1111 (代表)  
F A X 048-733-0220  
U R L <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



●表紙の絵は、次の方にご  
協力をいただきました。



「ドリームセンターと共に」  
通所者 関野 誠さん



「わかば春日部」  
通所者のみなさん